令和７年度採用試験問題

【憲法】

2030 年代半ば、日本では地方から都市への人口の流出が進み、東京都の人口は1,500 万人を超える一方、地方の人口は減少し、医療・福祉サービスへのアクセスも悪化していた。このような状況下において、医師の偏在、とりわけ、都市部への医療機関の集中は非常に大きな課題となっており、東京都では可住地面積当たりの医療機関数（以下「面積当たりの医療機関数」という。）が全国で突出して高く、また、人口当たりの医療機関数も全国平均の２倍となっていた。都市部における医療機関の更なる増加を抑制し、全国的な医師の偏在を解決するための次のような法律による対応の方策〔１〕〔２〕について、あなたが、衆議院議員から憲法上の問題がないか相談を受けたと仮定して、憲法上の論点と評価を述べなさい。なお、憲法上の論点の他に、政策合理性について言及することも差し支えない。

〔１〕人口増加が続いており、かつ、面積当たりの医療機関数と人口当たりの医療機関数の両方が全国平均の２倍を超える区域において、新規の医療機関を開設することができないこととする法律

〔２〕人口増加が続いており、かつ、面積当たりの医療機関数と人口当たりの医療機関数の両方が全国平均の２倍を超える区域において、医療機関が受け取る診療報酬を３割減額した上で、その減額分を原資として、人口減少が続いており、かつ、面積当たりの医療機関数と人口当たりの医療機関数の両方が全国平均を下回る区域にある医療機関が受け取る診療報酬を３割増額することとする法律（※なお、いずれの区域においても、患者の自己負担額は従前どおりとなるよう制度設計するものとする。）